

議 案 第 7 4 号

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

重度心身障害者の医療に係る助成金について、精神障害者保健福祉手帳2級所持者等を対象者として追加等するため、富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「1級」の次に「又は2級」を加え、同条第3項中「（第1項第3号の規定に該当する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの療養に要する費用の額を除く。以下この項において「療養額」という。）」を削り、同項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定により、自立支援医療費として公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれを含む。）をいう。

第3条第1項第1号ア中「（平成17年法律第123号）」を削り、同条第2項第5号中「医療費助成金」を「助成金」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

市長は、対象者に係る医療の一部負担金等（次の各号に掲げる一部負担金等を除く。）について、対象者に助成金を支給する。ただし、対象者が医療保険各法その他の規定により食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額認定を受けているときは、第2条第3項中「食事療養標準負担額、生活療養標準負担額」とあるのは、「生活療養標準負担額（食費に係る額を除く。）」とする。

(1) 第2条第1項第3号の規定に該当する重度心身障害者（同号の1級の障害を有する者に限る。）が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金等

(2) 第2条第1項第3号の規定に該当する重度心身障害者（同号の2級の障害を有

する者に限る。)に係る精神通院医療費以外の一部負担金等

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「医療」を「対象者について医療」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者の責めにより過分の自己負担の額があるときは、その額については、支給の対象としない。

第6条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定に基づく受給資格の登録その他助成金の支給に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。